新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に関するお願い

下記 1 から 4 までの項目のいずれかに該当する方は, 当日の健診を見合わせていただく場合があります。該当される方は, 次の電話番号にてお申し出ください。

電話:0229-23-3471(平日8:30~16:00まで)

(当日の受診中止,ご予約の変更等のご連絡,ご相談について承ります)

1 健診日(予約日)から7日以内に次の症状があった方

37.5℃以上の発熱, 風邪症状(咳, 呼吸困難, 全身倦怠感, 咽頭痛, 鼻汁, 鼻閉, 頭痛)や関節・筋肉痛, 下痢, 嘔気, 嘔吐, 味覚障害・嗅覚障害

(「健診日から7日以内」の考え方)

8日前	7日前	6 日前	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	当日
非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	健診日

2 新型コロナウイルスに感染した後,国が定める退院基準,宿泊療養 及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方

(ご家族等の場合を含む。)

- 3 新型コロナ濃厚接触等のための待機期間中の方 (ご家族等の場合を含む。)
- 4 諸外国への渡航歴があり、国が定める待機期間内の方
 - ※肺機能検査及び胃カメラ検査は、上の4項目のほか、療養解除後 2週間(14日)経過していない方は検査を受けることが できませんのでご注意ください。
 - ※他者への感染の心配が無くなった後も、しばらくは検査結果に異常が見られる可能性がありますので、体調が十分回復されてから受診することを推奨します。
 - ○2階受付では、健診等を受けられる方に、 『検温』と『健康確認票の記入』をお願いしています。 ○健診中はマスクの着用及び手指消毒をお願いします。

令和4年11月 大崎市民病院健康管理センター